

Frank Uekoetter,

*The Green and the Brown:*

*A History of Conservation in*

*Nazi Germany*

岡内一樹

「エコファシズム」という言葉がある。概して環境保護を急進的・排他的に称揚するイデオロギーを批判する際に用いられる。その批判が常に妥当か否かはおくとして、「エコ」が「ファシズム」と結びつきうる危険性があるとすれば、それはなぜだろうか。前者が先鋭化したとき、国土の古来の自然風土を賛美するナショナリスティックな感情と思想的接点を持つからなのか。あるいは環境政策貫徹のための手段として、独裁的・全体主義的体制を容認するからなのか。

『緑と褐色：ナチス・ドイツにおける自然保護の歴史』と題する本書は、この問題を考えるにあたって示唆に富むものである。著者フランク・ユークターはドイツ現代環境史の分野で多数の著作を上梓しており<sup>①</sup>、本書はアメリカの二人の環境史家、ドナルド・ウオスターとジョン・マクニールを編集主幹とする「環境と歴史の研究」シリーズの一書として二〇〇六年に刊行された。

評書

とりわけ現代の環境保護支持者の間では、ナチ体制下の自然保

護活動家の言動については振り返らないに越したことはないという「健忘の伝統」(p. 201)があった。それに本格的に終止符を打ったとされるのが、二〇〇二年にベルリンで行われた学術会議「自然保護とナチズム」である。当時のドイツの環境大臣が後援し、広くメディアの関心をも集めたこの会議に中心的に関わったことが、著者にとつて本書執筆の重要な契機となっている。なお本書に先立ち、やはり著者も寄稿した英語の論集『ナチスはどれほど緑だったのか』も刊行されている<sup>②</sup>。

もつとも、自然の価値を強調する思想ないし人々の総称としての「緑」と、体制初期の一九三五年に帝国自然保護法を公布した「褐色」との関係を問う研究は、決して最新のものではない<sup>③</sup>。とりわけアンナ・ブラムウエルの研究は(それへの批判とともに)よく知られている。健全な「血と土」というナチスのイデオロギーの主要な担い手であり、有機農業に強い関心を示していた食糧・農業大臣リヒャルト・ヴァルター・ダレらにエコロジカルな思想を見いだすことで、ナチ体制下における「緑の党」を描き出そうとしたものである<sup>④</sup>。日本では近年、藤原辰史がこれを批判的に踏み台にしつつ、非人間中心主義を掲げる現代のディープ・エコロジーがはらみうる負の面を示唆する方向で議論を展開させている。むきだしの自然とその一構成要素に過ぎない人間が直接対峙するという有機農業の自然観が、ナチスの「生命空間」という環境観に組み込まれ、その先鋭化が人間への現実的配慮の欠如、ホロコーストをも容認した、という論旨である<sup>⑤</sup>。

一方、本書では「緑と褐色」の思想的紐帯の脆さが指摘され、対象としては自然保護活動全般(森林・動物など)だけでなく、景

観全体の保護や、より積極的には自然調和性維持のための景観造成も含まれる)が取りあげられる。以下、八章構成の本書の概要を示す。なおこの他に巻頭ではドイツ語特有の用語について、巻末では文献・史料状況について、それぞれ簡潔に説明されている。

1. The Nazis and the Environment: A Relevant Topic?
2. Ideas: Diverse Roots and a Common Cause
3. Institutions: Working Toward the Führer
4. Conservation at Work: Four Case Studies (The Hohenstoffeln Mountain/The Schorheide National Nature Reserve/Regulating the Ems River/The Wutach Gorge)
5. On the Paper Trail: The Everyday Business of Conservation
6. Changes in the Land
7. Continuity and Silence: Conservation after 1945
8. Lessons

第一章「ナチスと環境：至当なトピックか」では、著者の基本的スタンスが以下のように示される。冒頭で引用されるのは帝國自然保護法を「新たな世界観」の発露として賛美し、個別利害に對する全体性の優先という点で自然保護とナチズムの親和性を強調する論評である。当時の自然保護活動家によるこの類の文言に、かつての諸研究のように単にナチズムの思想的浸透を示唆することに、著者は疑問を呈する。そのような解釈は、「自然保護Ⅱ善」に對し「ナチズムⅡ悪」という本質主義的なモラル図式を前

提に、ナチ的修辭をイデオロギー的変容の表れとし、そこに自然保護思想のショックな過去を見るという考察の浅さを払拭できないからである。これに對して著者は、ナチ体制下で政策としてもイデオロギー内での位置づけにおいても自然保護が至上のものとはなりえなかったからこそ、その関心をナチスの修辭で強調する必要があったのではないかと、別様の解釈の可能性を示す。保護活動家たちもまた、彼らの活動に資する限りにおいてナチ体制を容認し「総統に對する勤め」(イアン・カーショー)を演じていたのであり、体制との思想的共鳴は乏しかった——著者はそれを実証的に描き出すこと、それにより「歴史の乱用」とは異なる生産的な歴史的教訓を引き出すことを試みることになる。

第二章「思想：多様な起源と共通の大義」では、ドイツにおける一九世紀中葉以降の自然保護思想・運動の流れが概観されたあと、それとナチズムとの接触がいかなるものであったかが検証される。自然、とりわけ郷土ハイムのそれへの愛着を共通項とし、その点では緩やかなコミュニティとしてまとまっていた自然保護活動家たちだが、その思想的承譜は一九世紀ロマン主義にとどまらない多岐にわたるものであった。組織面では世紀転換期に全国的上部組織である郷土保護連盟や鳥類保護連盟が成立するが、国家統一以前の地域主義的で分立的な傾向は概して温存された。他のブルジョア主体の運動と同様にナシヨナリスティックな、そして特に第一次大戦後は民族主義的な言説も聞かれることになるが、それはコミュニティ全体としての明確な政治的態度を決して意味しない。財政的支援を行政主体に期待していた彼らは、体制順応的にも政治的に左よりの立場をとるケースもあつた。実際には活

動家たちにとって政治的党派性そのものは関心外で、ヴァイマル民主主義の命運がかかった国会選挙に際して、選挙戦で生じる屋外広告が景観を損ねることの方に懸念を表明したのち、ナチ政権を迎える。ナチ党幹部は彼らを危険視はしないが、自然保護に強い共感もなかった。政務雑事から逃れるためベルヒテスガーデン近くの山荘にもつたヒトラーにとって自然美は二の次であり、同地で山歩きに興じたゲーリングにとってさえ、帝国林務官としての自然保護の職務は彼の救ある政策領域の中で優先度は低い。一九三三年に当局により大衆イベント化された地方行事「ヴェストファールの日」は、郷土感情とナチズムとの融合を予感させたが、翌年には党指導者たちは再演を控えてしまう。保護活動家たちの側では政権成立後、社会の他の部分と同じく日和見主義的にナチ党員が増える。だがある活動家が会議の席上で漏らしたように、自然保護思想とナチズム——そもそも一枚岩的なイデオロギーでは決してないが——との理論的橋渡しは後者の人種主義であまりにも困難であった。ナチ党指導者と近しかった活動家さえ、自然は「政治的に右や左に立つことはできないが、常に中立を保つであろう」との理由で保護活動における党籍の必要性を強く否定した。著者が引くこのような諸事例は、たとえばユダヤ人ではなく北方人種こそ「ドイツ自然保護の本質」に通じると説くような当時の論説に、自然保護とナチズムの蜜月よりも、苦しい修辭上の接合に頼る「不自然な雰囲気」があることを浮き彫りにする。

第三章「制度…総統に対する勤め」ではナチ当局による法制・政策とそれらへの保護活動家コミュニティの反応、そして活動で

中心的役割を演じる諸グループについて述べられる。ナチ体制成立の負の帰結は彼らにも当然もたらされる。たとえばユダヤ人活動家の喪失もそうであるが、とりわけ強制的同質化の問題があり、自然保護関連分野では帝国民族性・郷土連盟が諸団体を画一的・中央集権的に統べるために設立された。伝統と自立性を無視した介入を阻止するために人脈を通じた画策がなされ、それが功を奏してか帝国連盟側の責任者の解任後、同質化は鳥類保護分野を除き休止状態となる。この危機回避後の一九三五年六月、活動家たちにとって転機となったのが、ドイツの国法としては初めての自然保護について定めた帝国自然保護法の公布である。特にその第二四条は、自然保護のための措置で生じる帰結についての補償請求権を否定するもので、不動産所有者との交渉が常に懸案だった活動家たちに熱烈に賞賛された。著者によれば同法は職権収集癖のあるゲーリングが関係大臣から議論の主導権を奪って拙速に成立させたものであり、第二四条の裏にはゲルマンの公益概念をローマ法以来の個人所有概念に対置させるというイデオロギー性があったが、活動家たちにとっては強力な法的根拠を得たことだけが重要だった。自然保護分野の権限を得たゲーリングの個人的興味に供する機関という性格が強かった帝国林務庁だが（森林の保護でさえ木材需要の増加の前に屈した）、保護活動家コミュニティ内にはこの他に、ナチ体制とそれぞれ接点を持つ三つの極が形成されることになる。まずプロイセンの天然記念物保存局が格上げされた帝国自然保護局であり、当初ヴァルター・シェーニヒェンが、のちハンス・クローゼがその指導にあたった。後者は非ナチ党員であり、この指導者交代は政治信条よりも組織運営能力が重

視されたことを意味する。同局の下ではドイツ各地の保護活動家が、名譽職の委員として活動の顧問にあつた。これに對し景觀保護ではアルヴィン・ザイフェルトら景觀檢察官が影響力を持つた。ドイツ道路総監フリッツ・トットがアウトバーン建設にともなう景觀問題の助言役として雇用したものである。そしてこの景觀檢察官たちから東部占領地における景觀造成計画の主導権を勝ちとつたのはハインリヒ・ヴィープキングル・ユルゲンスマンのグループで、彼は親衛隊指導者ヒムラーの帝國ドイツ民族性強化委員會に加わり、かつ帝國林務庁でもポストを得た。

保護活動家コミュニティがナチ体制とイデオロギー的には脆い紐帯しか持ちえなかつたこと、ゆえに制度的手段・人脈を通じて、政策的優遇をめぐり他の利害領域との競合を演じざるをえなかつたことは、第四章「実地における自然保護」四つのケース・スタディで具体化される。「ホーエンシュトゥッフェルン山」の事例では、バーデン南部のこの山の斜面を決る採石場に対する抗議運動が取りあげられる。運動の指導者は経営者側とユダヤ人との關係をも示唆しつつ激しい非難を行ったが、地方経済・雇用の観点から採石場の閉鎖にはドイツ労働戦線も反対し、さらに指導者の扇動的ともとれる活動はナチ国家の安寧の点でも問題視され、ゲスターポの監視がつくまでに至る。最終的にヒムラーを介してゲーリングを説得することで採石場は閉鎖されたが、その背景には失業解消により雇用政策の優先度が下がっていたこともあつた。「シヨルフハイデ帝國自然保護区」の事例でも、ナチズムと自然保護の蜜月は見られない。帝國（国立）自然保護区については自然保護法第一八条に基づき帝國林務官ゲーリングにその指定提案

権限があつたが、指定された四つ全てが彼の趣味である狩猟の適地であつた。ベルリンに程近いシヨルフハイデへの個人的愛着は特に深く、バイソンなどの動物の再移入で自慢の遊び場を作り上げるのに夢中な彼の姿は、招かれたイギリス大使に「ほとんど哀れな単純さ」を印象づけた。「エムス川の改修」の事例で取りあげられる河川改修工事は、雇用創出をも兼ねた氾濫時の農地被害防止のために行われたが、河岸線を直線化し憩いの場を損ねるものでもあつた。活動家たちは自然保護法公布前から計画反対の意見書を広め、また山荘で憩うヒトラーを「自然の偉大な友」などとして主張の正当化をはかつたが、ヴェストファーレンのナチ当局は検閲で応じた。同法第二〇条が景觀改変を招きうる計画に關して保護関連当局・委員の意見を求めることを義務づけ、シエーニヒェンヤクローゼも反対の立場にあつたが、そのような法的役割もこの計画を阻止しえなかつた。「ヴァータツハ峡谷」の事例は活動家側の辛勝に終わる。バーデン奥地のこの景勝地の保護区化を後押しする運動は、補償問題を解決する自然保護法の公布ではずみを得たが、近辺で水力発電施設の建設が計画中であり、峡谷にダムを築くことも計画に含まれていた。第二次大戦の戦時経済は電力量強化を要求したが、計画の実行は活動家たちの反対で一年遅れとなり、そこに戦局の悪化が加わりダム建造の前に中断された。なお実質的效果はなかつたが、この事例でも活動家たちはヒムラーとのバック・チャンネルを用いたのであり、クローゼも活動成功の道が「親衛隊経由」であると書き送っていた。

利害衝突を演じるのが活動の表の面だとするなら、第五章「文書をたどって」自然保護の日常業務」で論じられるのはその舞台

裏である。包括的な内容を含む帝国自然保護法の公布は文書主義的業務の増大を意味していた。たしかに成果としては第二四条をテコに各地で自然保護区の登録数が急増するものの、委員として働く活動家たちはオーバーワークに見舞われた。帝国自然保護局にしばしば配達不能で返送されてくる書簡は文書のやりとりも非効率状態に陥っていたことを示すが、その保護局自体も、大戦の後半には戦争継続の観点から不必要視されるまでに至る。これへの活動家たちの対応として、東部占領地における活動の重要性が強調され、それが東部総合計画への参与につながる。その内容はポーランド・ソ連占領地から住民を追放しドイツ人に適合する「生命空間」を建設するというもので、ホロコーストともきわどい関係にあった。ヒムラーの下で進められたこの総合計画策定の過程には農学者コンラート・マイヤーの他に、ヴァイプキングⅡ、ユルゲンスマンら景観プランナーが関わった。彼の関与の動機は、広大な土地で住民利害を気にかけることなく「完全なるプランニングの自由」を行使できるという点のみであった。戦局の悪化が計画実行を不可能にしたとは言え、これが「ナチ時代の保護活動の最も悪名高き一幕」であることに変わりはない。大戦は全体としても自然保護の政策的優先度を一層押し下げ、それに応じて保護法公布以来のコミュニティの熱狂も後退する。それを象徴するのは、第一章冒頭で引用された論評を著した、そして熱狂的ナチ党員でもあったヴェルヘルム・リーネンケムパーが、ある詩に共感を得てそれを他の活動家にも送っていることである。その内容は、景観を改悪する河川改修事業を批判し、ナチ当局と自然保護活動との親和性を間接的に疑問視するものだったのである。

第六章「土地の変化」では視点が変わり、ナチ体制下の一二年間でドイツの自然環境そのものに生じた変化が問われる。もちろんそのような総合査定には様々な困難がつきまとう。たとえば、第四章で取りあげられた自然を損ねる計画や逆にそれを保護区化する運動も、一九三三年以前からの連続性を有しており、それらが自然に与えた変化を一概にナチ体制下に特有の帰結と断じることはできないのである。ただ著者は、共産主義全体主義国家の「自然への支配」に比肩するような構想の実現がない点で、ナチ体制が引き起こした負の変化は——大戦により東欧にもたらしたそれを除けば——大きくはないと述べる。しかし逆に自然保護政策に大きな成果があったわけでもない。急増した保護区も効果は弱く、大戦末期の燃料不足の中で人々が地方の森林を乱伐するのを防ぎうるものではなかった。また、アウトバーン建造の際の景観造成についても、ザイフェルトら景観検察官の意見はそれほど聞き入れられず、アウトバーン建造費全体に占める景観造成費は極めて少なかった。総じて「ナチ時代は環境の観点からも変化の時期であったが、決定的な転換期ではなかった」と言えるのである。

第七章「連続と沈黙・一九四五年以降の自然保護」では、大戦の破局と国家の瓦解を生き延びた活動家たちのその後について述べられる。コミュニティの分断された情報網の中心にあって、活動再興に努めたのはクローゼである。彼の尽力で帝国自然保護局は西ドイツの連邦自然保護・景観保存庁となり、州レベルをこえて活動を統べる国家機関は存続することになった。法文上ナチスの修辭に乏しかった帝国自然保護法も、第二四条を除き各州の州

法に命脈をつないだ。ナチス関係者に裁定を下す連合国軍占領当局の非ナチ化審査についても、活動家たちは仲間による好都合な供述に譲られたのであり、非ナチ党員はなおのこと容易に戦後社会への空白期なき移行を果たしたことは、ウィーピング・ユルゲンスマンが戦後ほどなく教授職を得た事実を示される。しかしこれら制度的・人的連続性とは別の連続性を、活動家たちは主張することになる。それは自分たちが非政治的態度を伝統として継続させており、ナチスの政治体制とも語るべき関係などなかったという主張である。人道に対する比類なき罪を犯した体制と、実際には制度・人脈を介して関係を持ったことにはトラウマがあるからこそ、コミュニティ内でのこの理論がまかり通る。一九五〇年代のシェーニヒェンによる自然保護史についての著作は、ナチ時代については沈黙し、それ以前の運動を称揚するものであった。このような沈黙は、六〇年代以降西ドイツで環境論議が高揚するまで迎えてからも、破られることはなかった。

沈黙からは決して引き出せない歴史的「教訓」を、著者は本書冒頭での問題提起に立ち戻りつつ、第八章で確認する。ナチ時代を迎えた自然保護活動家コミュニティは、なぜ自然を保護するのか、その動機について、民主主義や人権など普遍的・倫理的次元に通じる議論の経験に乏しかった。よって正当な活動機会そのものが確保されるか否かが判断基準であり、全体として確保されると見たからこそ、ナチ体制と「戦術的友好関係」を結んだ。重要なのは、一枚岩的なナチズム理解からは明らかに非ナチ的と思われる活動家たちも、思想的距離を超えてここに加わったことである。彼らはナチスのテロルの一端を知りながら、そのテロルの中

心的指導者との接触をも厭わず、この関係を続けた。イデオロギーに親近性がなくとも、自分たちの活動の成否のみを偏重する態度が、関わっている体制全体についての思慮を弱くする——それが「緑と褐色」の歴史により指し示されるものである。

以下では本書の意義と、より検討が必要と思われる点について述べたいが、まず前者について簡潔に言及すれば、本書がこの分野の今後の研究にとって議論の共通土台となることは疑いえない。概説的記述や問題点整理も織り込む一方、強力なイデオロギーによる単一的支配構造を相対化するナチズム研究の近年の傾向に軸足を置き、多数の文書館史料を駆使することで、思想面に着目した研究とは異なる教訓を引き出すことも怠っていない。これを支持するにせよ批判するにせよ、今後の研究は自然保護ないし自然保護活動家がいかなる点でナチズムと接点を持ち、いかなる点でそうではなかったのかということ、慎重に提示しながら議論を進めことを求められるであろう。

評者は「戦術的友好関係」という理解が大筋で説得的だと考えが、少なくとも体制初期に関して、活動家がナチ党員になることやナチスの修辭で自然保護を正当化することを「服従のそぶり」(p. 90)と解釈するには、より慎重な検討が必要ではないかと感じた。ブルジョア主体の運動全般に見られた文化排外主義的、国粹主義的ないし人種主義的な主張を、自然保護活動家たちの言説からも拾い上げ彼らとナチズムとの政治信条の連関を示唆する旧説は、著者も言うように視野にバランスを欠くものである。しかしそのような旧説に類すると目されている(p. 22) ウルリ

ヒ・リンゼの研究がまとめた以下の点は、依然として否定されてはいない。すなわち、近代主義を基調としてきたブルジョア的な保護運動の流れは、国民経済の再建という現実的課題が浮上するヴァイマル共和国時代に、産業・技術的發展の流れの重要性を再認識するに至る。そのときに生じた転換は、美的ないし有機的結合により二つの流れを調停する試みである。たとえばドイツ郷土保護連盟を指導した建築技師ヴェルナー・リントナーは、景観の中で自然調和的に道路や線路、建物等の人工物を敷設することを奨励しており、シエーニヒェンもこの新たな傾向に理解を示していた。リンゼが注視するのはむしろこの経済破局の時代により近代批判に徹した、しかし禁欲的・通世的で広く理解を得ることには失敗した少数の人物であるが、いずれにせよ組織された運動の側で、自然のみを現実逃避的に賛美する態度から、建築物をも包み込む景観全体を賛美する態度へと美観の拡大が生じたことは無視できない。一方、ナチスは技術による美の表現に力を入れ、国土を飾り景観と一体化するアウトバーンの建造はその美観を具現化するものだった。ここに自然保護活動家とナチズムとの接近を見いだすことは不可能ではない。もちろん結果的には著者が説明するように保護活動家の意見はそれほど聞き入れられなかったのである。リントナーについても事情は大差ない。ナチ党組織を編集主幹として一九三九年一月頃に出版された、都市景観とその造成についての解説図録で、リントナーは「無味乾燥な均等主義」に「ドイツ諸都市の限りなく多様に発展した固有価値とその本質の運命」が冒されてきたと、危機的状況が継続していることを強調する。本書の理解を敷衍すれば、やはりここにもナチ

ズムとの危機感の共有ということ以上の問題を読み取らざるをえない。つまり、時代の必然として押し寄せる遍在的で均質な技術的構築物をも美観調和的に包括することで、各々の郷土固有の景観は保護対象になるという当初の期待に満ちた見通しが、一貫した政策的後押しを受けずに暗くなった様子すらうかがえるのである。しかしそれでも、特に景観造成に関わり土木技術の素養を持つ保護活動家たちが、体制初期の当時に政治信条や思想ないしイデオロギーよりも下層にある緩やかな「観」という心的地平で、ナチズムに対して抱いた「そぶり」にとどまらない共感を抉り出す余地は残されている。未来志向的な近代性について（それと最も距離を置くものと想定されがちな）自然保護活動家たちが必ずしも否定的見解を持たなかったことを鑑みると、この作業は、ナチズムの近代性を問うことにも間接的ながら一定の知見をもたらさう。付言すれば、美「観」に限らず、藤原の研究が生命「観」や環境「観」に力点を置くとすればそれにも妥当しうるが、それらの地平で自然保護とナチズムとの間に接点があったと見ることは、イデオロギーの地平での接点を相対化する著者の意図と必ずしも矛盾はしないはずである。

それを指摘したうえで、本書が歴史学という枠を超えてなお意義深いことは強調しておくべきだろう。「ファシズム」でなくとも、我々が「エコ」の二文字を見聞きしない日はない。「エコ」が大事なことは評者も疑われないが、いかなる態度で、そして何のために「エコ」を目指すのかについて思慮が弱まっているとすれば、本書が示す教訓を環境保護活動家にだけ関わることに片付けるわけにはいかない。

- ① ドイツおよびアメリカにおける大気汚染とそれへの対応の歴史を叙述した大著 *Von der Rauchplage zur ökologischen Revolution: Eine Geschichte der Luftverschmutzung in Deutschland und den USA 1880-1970* (Essen, 2003) 及び一九二〇世紀ユーン環球史の研究入門書 *Umweltgeschichte im 19. und 20. Jahrhundert* (Munich, 2007) を参照。
- ② 彼の成果は、Joachim Radkau and Frank Uekötter (eds.), *Natur-schutz und Nationalsozialismus* (Frankfurt and New York, 2003) にまとめられている。
- ③ Franz Josef Brüggemeier et al. (eds.), *How Green Were the Nazis? Nature, Environment, and Nation in the Third Reich* (Athens, Ohio, 2005).
- ④ 以下で著者が研究史を整理している。Frank Uekötter, "Natur- und Landschaftsschutz im Dritten Reich. Ein Literaturbericht," in Radkau and Uekötter, *op. cit.*, pp. 447-81.
- ⑤ Anna Bramwell, *Blood and Soil: Walter Darré and Hitler's Green Party* (Bourne End, Buckinghamshire, 1985); マンナ・プラムウェル、金子務監訳『エコロジイ 起源とその展開』(河出書房新社、一九九二年、原著一九八九年)、特に第十章を参照。
- ⑥ 藤原辰史「ナチス・ドイツの有機農業 「自然との共生」が生んだ「民族の絶滅」」(柏書房、二〇〇五年)。
- ⑦ ナチスの支配構造に関して本書で下敷きにされているのは、イアン・カーショウのテーゼである。それによれば、ナチ国家において官僚

や有力者たちは自身の政策的利害のために多頭制の競合を繰り返すが、その競合の力学が方向としてはカリスマ的権威を持つ総統ヒトラーに向かう動機として収斂し、結果的に総統支配の分解は先送りされる(「エコロジイ」)。Ian Kershaw, "Working Towards the Führer? Reflections on the Nature of the Hitler Dictatorship," *Contemporary European History* 2 (1993), pp. 103-18.

- ⑧ ウルリヒ・リンゼ、内田俊一／杉村涼子訳『生誕平和とアナーキー ドイツにおけるエコロジイ運動の歴史』(法政大学出版局、一九九〇年、原著一九八六年)、第一章を参照。
- ⑨ 田野大輔「魅惑する帝国 政治の美学化とナチズム」(名古屋大学出版会、二〇〇七年)、九一一頁。
- ⑩ Werner Lindner and Erich Bockler (eds.), *Die Stadt. Ihre Pflege und Gestaltung* (Munich, 1939), p. 148.
- ⑪ Thomas Lekan, "If Shall Be the Whole Landscape! The Reich Nature Protection Law and Regional Planning in the Third Reich," in Franz Josef Brüggemeier et al., *op. cit.*, p. 81.
- ⑫ 藤原、前掲書、特に第十二章を参照。なお力点はやや異なるが、藤原は以下の論考でナチスの農業官僚の技術観をも考察している。藤原辰史「犁と剣 ナチスの技術崇拜」『経済史研究』九(二〇〇五年)、四一―一五七頁。

(Cambridge and New York:  
Cambridge University Press, 2006, pp. xv+230)  
(京都大学大学院文学研究科修士課程)